| | |
|---|---|
| 件　　名 | 愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例を廃止する条例 |
| 主　管　課 | 子育て支援課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）<br>母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号） |

【制定の概要】

特例児童扶養資金貸付金の借主からの償還が終了し、所期の目的の達成により特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除の制度を廃止するため、同条例を廃止する。

| | |
|---|---|
| 施　行　日 | 公布日 |

【その他参考事項】

○制度の概要

母子福祉資金貸付金のうち特例児童扶養資金貸付金について、所得の状況等により償還が困難となったと認められるときに償還未済額の一部の償還を免除することができるようにするもの。

≪償還が困難となったと認められる事由≫

①　所得の状況　②死亡　③精神又は身体への著しい障害

○特例児童扶養資金貸付金について

| | |
|---|---|
| 資金の内容 | 児童の扶養に必要な資金 |
| 背　　　景 | 平成14年８月１日の児童扶養手当制度の改正に伴い、改正前から児童扶養手当を受給していた者に対する激変緩和措置として創設 |
| 貸付限度額 | 平成14年７月分の児童扶養手当の支給額と当資金の貸付申請の際に現に支給されている手当の制度との差額 |
| 据置期間 | 貸付期間満了日又は児童が15歳に達した学年の終了日のいずれか遅い日から１年 |
| 償還期限 | 10年以内 |
| 貸付期間 | 平成14年８月１日～平成19年７月31日まで |
| 貸付実績 | ２件 |